

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 23 - 関東206 - 4
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成24年11月15日
 【会社名】 株式会社大和証券グループ本社
 【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.
 【代表者の役職氏名】 執行役社長 日比野 隆司
 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
 【電話番号】 03(5555)1111
 【事務連絡者氏名】 財務部長 佐藤 英二
 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
 【電話番号】 03(5555)1111
 【事務連絡者氏名】 財務部長 佐藤 英二
 【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債
 【今回の売出金額】 6,700万米ドル

（株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2012年11月14日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=79.52円の換算レートで換算した円貨相当額は、53億2,784万円である。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成23年12月22日
効力発生日	平成24年1月5日
有効期限	平成26年1月4日
発行登録番号	23 - 関東206
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 250,000百万円

【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
23 - 関東206 - 1	平成24年6月1日	157億9,368万円		
23 - 関東206 - 2	平成24年6月1日	150億2,256万円		
実績合計額（円）		308億1,624万円 (308億1,624万円)	減額総額（円）	なし

（注）1 「株式会社大和証券グループ本社2016年12月5日満期豪ドル建社債」（売出券面額の総額2億9,270万豪ドル、円貨相当額243億1,458万9,000円）の売出しを行うために、平成24年11月15日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号23 - 関東206 - 3）を関東財務局長に提出しましたが、平成24年12月5日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡期日が到来していないため、上記金額を、上記売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていません。本（注）1における円貨相当額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2012年11月14日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1豪ドル=83.07円の換算レートで換算されております。

- 2 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは売出価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 2,191億8,376万円
（2,191億8,376万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは売出価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【証券情報】

< 株式会社大和証券グループ本社2017年12月5日満期米ドル建社債に関する情報 >

(注) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「米ドル」又は「米セント」は全てアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」は日本国の法定通貨を指す。

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社大和証券グループ本社2017年12月5日満期米ドル建社債(以下「本社債」という。)
記名・無記名の別	無記名式
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	6,700万米ドル(注2)
各社債の金額	10,000米ドル
売出価額の総額	6,700万米ドル(注2)
利率(%)	年率1.40%
利払日	毎年6月5日及び12月5日
償還期限	2017年12月5日
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 (以下「売出人」という。)

(注) 1. 本社債は、株式会社大和証券グループ本社(以下「発行会社」という。)により、ユーロ市場において、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき、2012年12月4日(以下「発行日」という。)に発行され、大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッドにより引受けられる。本社債は、いかなる証券取引所にも上場される予定はない。

2. 売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。

3. 本社債には、発行会社の関係会社又はその他の者による保証は付されない。

4. 信用格付業者から提供され、又は閲覧に供された信用格付

(1) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当社はムーディーズからBaa3の信用格付を2012年11月15日付で取得している。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース(適当と思われる第三者からのものも含む。)から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではない。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」(http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ: 電話番号03-5408-4100

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)

本社債について、当社はS&PからBBBの信用格付を2012年11月15日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む。)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されるとみなすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P: 電話番号03-4550-8000

5. その他の格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)により付与されたプログラムに対する格付

本プログラムに対しては、2012年9月27日付でR&Iから優先債についてAの格付が付与されている。当該格付は、直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではなく、かかる個別の社債に関する格付はR&Iが当該社債に係る最終の募集関係書類に記載される要項等について十分な検討をした上で別途付与されることがある。

なお、本発行登録追補書類提出日(2012年11月15日)現在、かかる格付の変更は行われていない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本プログラムに関してR&Iが公表した情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I: 電話番号03-3276-3511

(2) ムーディーズにより付与されたプログラム格付

本プログラムに基づくシニア無担保社債については、2011年11月9日付でムーディーズから(P)Baa3のプログラム格付が付与されている。当該プログラム格付は、直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではない。ムーディーズは、プログラム格付が最終的なものではないということをより適切に表すため、ミディアム・ターム・ノート・プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。

なお、本発行登録追補書類提出日(2012年11月15日)現在、かかる格付の変更は行われていない。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース(適当と思われる第三者からのものも含む。)から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではない。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。本プログラムに関してムーディーズが公表した情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moody's.co.jp/>)の「信用格付事業」(http://www.moody's.co.jp/Pages/default_rating.aspx)の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ: 電話番号03-5408-4100

(3) S&Pにより付与されたプログラム格付

本プログラムに基づく無担保優先債券については、2009年10月16日付でS&PからBBBのプログラム格付が付与されている。当該プログラム格付は、直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではない。S&Pは、本プログラムに付与する格付につき、金商業等府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報を公表していない。なお、本発行登録追補書類提出日（2012年11月15日）現在、かかる格付の変更は行われていない。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む。）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されるとみなすべきではない。

6. 本社債のその他の主要な要項については、下記「本社債のその他の主な要項」を参照のこと。

2【売出しの条件】

売出価格	額面10,000米ドルにつき10,000米ドル
申込期間	2012年11月19日から同年11月30日まで
申込単位	額面金額10,000米ドル
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の国内の本店及び各支店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし
売出しの委託契約の内容	該当なし

(注) 1. 本社債の受渡期日は、2012年12月5日（日本時間）である。

2. 本社債の各申込人は、売出人の本店又は各支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
3. 売出人は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関及び同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
4. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本注記において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
5. 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は米国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本注記において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

本社債のその他の主な要項

1. 様式、額面及び所有権

本社債は、本書に記載された各社債の金額を額面として無記名式で発行される。本社債は、仮包括社債券又は永久包括社債券により表章され、確定社債券が発行される場合には、通し番号が付され、利札付で発行される。本社債及び利札の所有権は交付により移転する。管轄裁判所の命令又は法律により要求された場合を除き、本社債又は利札の保有者（以下に定義する。）は、その支払期限の経過の有無にかかわらず、また、その所有権、信託又は持分の通知、これに関する書面又はその盗難、紛失に関する書面にかかわらず、あらゆる目的においてその完全な所有者とみなされ、またそのように取り扱うことができ、いかなる者も保有者をそのように取り扱ったことにつき責任を問われない。

本社債の社債要項において、「社債権者」とは、本社債の所持人をいい、（社債又は利札に関して）「保有者」とは、本社債又は利札の所持人をいう。

2. 本社債の地位

本社債及び利札は、発行会社の無担保かつ非劣後の債務（但し、下記「3. 担保提供制限」に従う。）を構成し、本社債相互の間において同順位である。発行会社が本社債及び利札について負う支払義務は、適用法令が例外を定める場合及び下記「3. 担保提供制限」に該当する場合を除き、発行会社が現在又は将来負担する他の一切の無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である。

3. 担保提供制限

本社債又は利札のうち残存しているものがある間は、発行会社は自ら又は主要子会社（以下に定義する。）をして、（ ）関連債務（以下に定義する。）又は関連債務に関する保証若しくは補償を担保するために、発行会社又は主要子会社の現在又は将来の資産の全部又は一部に対して、抵当権、先取特権、留置権、質権その他の担保権を設定せず又はそれらの存続を許容してはならず、また、（ ）発行会社の関連債務に関して第三者により設定された質権、抵当権その他の担保権が存続することを許容してはならない。但し、かかる関連債務への担保の提供等と同時に又はそれ以前に、本社債についてもこれと同等かつ比例的に担保される場合、若しくは本社債の社債権者集会の特別決議による承認に基づき本社債についても他の担保が提供される場合を除く。

「関連債務」とは、ノート、ボンド又はディベンチャーの形式による、あるいはこれらにより表章される発行会社又はその他の者の債務のうち、設定から返済期日（発行会社若しくは保証人の選択により又は債務不履行事由により到来する場合を除く。）が1年を超えるものであって、かつ、いずれかの証券取引所、店頭市場その他の証券市場において値付け、上場、取引若しくは売買がなされ、これらが企図され又はこれらが可能なもので、かつ（ ）円貨以外の通貨で支払われるとされているか、円貨以外の通貨で支払を受ける権利を付与されたもの、又は（ ）円貨建てであって元本総額の50%超が、発行会社又は発行会社の授權に基づき、当初日本国外で販売されたものをいう。

「主要子会社」とは、発行会社の連結子会社のうち、（ ）発行会社の直近の監査済み連結財務諸表の作成に使用された当該連結子会社の監査済み非連結財務諸表における営業収益（あるいは、当該連結子会社が連結財務諸表を作成している場合にはその監査済み連結財務諸表における連結営業収益）が、発行会社の監査済み連結財務諸表における発行会社及びその連結子会社の営業収益の10%以上であるか、又は（ ）発行会社の直近の監査済み連結財務諸表の作成に使用された当該連結子会社の監査済み非連結財務諸表における総資産（あるいは、当該連結子会社が連結財務諸表を作成している場合にはその監査済み連結財務諸表における総資産）が、発行会社の監査済み連結財務諸表における発行会社及びその連結子会社の総資産の10%以上であるものをいう。

4. 利息支払の方法

各本社債の利息は、利息起算日である2012年12月4日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）まで、額面金額に対し年1.40%の利率でこれを付し、2013年6月5日を初回とする毎年6月5日及び12月5日（以下それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日又は直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について額面金額10,000米ドルの各本社債につき70.00米ドルを後払いする。但し、2013年6月5日に後払いされる利息額は、額面金額10,000米ドルの各本社債につき70.39米ドルとする。

利払日が営業日(以下に定義される。)でない場合は、翌営業日を利払日とする(但し、翌営業日が翌月にまたがる場合はその前営業日とする。)。なお、かかる利払日の繰延べ(又は繰上げ)による支払金額の調整は一切行わない。本書において「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク及び東京において商業銀行及び外国為替市場が営業している日(土曜日及び日曜日を除く。)をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の額面金額に上記の利率を乗じ、その積に下記の算式により計算された当該期間(当該期間の初日を含むが、最終日を含まない、以下「計算期間」という。)を乗じた金額とする。

$$[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)$$

360

「Y1」とは、計算期間の最初の日が属する年(数字で表記)をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日翌日が属する年(数字で表記)をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日が属する暦月(数字で表記)をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日翌日が属する暦月(数字で表記)をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日(数字で表記)をいう。但し、かかる数字が31の場合、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日翌日である暦日(数字で表記)をいう。但し、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字である場合、D2は30とする。

但し、かかる計算に使用される金額及びかかる計算によって算出される金額は、全て1米セント未満を四捨五入するものとする。

各本社債の利息は、満期償還日(下記「5. 償還及び買入れ」に定義する。)以降は発生しない。但し、元金の支払が不当に留保又は拒絶された場合はこの限りでない。この場合、各本社債について上記利率により関連日(下記「7. 課税」に定義する。)まで(判決の前後を問わず)利息が付されるものとする。

5. 償還及び買入れ

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、2017年12月5日(以下「満期償還日」という。)に、米ドルにより額面金額(以下「満期償還価格」という。)で償還される。満期償還日が営業日でない場合には、翌営業日を満期償還日とする(但し、翌営業日が翌月にまたがる場合はその前営業日とする。)。なお、かかる満期償還日の繰延べ(又は繰上げ)による支払金額の調整は一切行わない。

(b) 税制上の理由による償還

本社債は、()日本又は日本国内の行政組織若しくは課税権限を有する当局が適用する法令の変更若しくは改正又はかかる法令の適用若しくは公権的な解釈の変更の結果(これらの変更又は改正が、本社債の発行日以降に効力を生じる場合に限る。)、発行会社が下記「7. 課税」の項において規定又は言及される追加額を支払う義務を現在又は将来において負うこととなり、かつ()かかる義務が、発行会社が講じることのできる合理的な措置を講じても避けることのできない場合、発行会社の選択により、社債権者に対して30日以上60日以内の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で(償還日までの経過利息を付して)繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、発行会社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ90日より前にかかる通知を行うことはできない。発行会社は、本項に基づく繰上償還通知を行うより前に、財務代理人に対して、発行会社がかかる繰上償還を行う権限を有する旨及び発行会社がかかる繰上償還を行う権利を行使するための前提条件が満たされていることを示す事実が記載された発行会社の代表取締役の署名のある証明書、並びにかかる変更又は修正の結果、発行会社が現在又は将来において当該追加額を支払う義務を負う旨の、定評ある外部法律顧問が作成した意見書を交付するものとする。

(c) 買入れ

発行会社及びその子会社は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買い入れることができる。但し、本社債に係る期限未到来の利札が全て本社債に付されているか、本社債と共に提出されることを条件とする。

(d) 消却

発行会社若しくはその子会社が買い入れたか、あるいは発行会社若しくはその子会社を代理して買い入れられた全ての本社債は、全ての期限未到来の利札とともに、財務代理人に消却のために引き渡すことができ、引き渡された場合は、発行会社により償還された全ての本社債とともに(本社債に付されている又は本社債とともに引き渡される全ての期限未到来の利札とともに)、直ちに消却される。消却のために引き渡された本社債は、これを再発行又は転売することはできず、当該本社債に関する発行会社の債務は消滅する。

6. 支払い

(a) 本社債

本社債の元本及び利息の支払いは、以下の規定に従い、本社債又は利札を呈示及び引き渡すことと引換えに行われ、支払代理人の合衆国外の指定営業所において、銀行宛に振り出された関連通貨で支払可能な小切手又は(保有者の選択により)銀行の当該通貨建ての口座への振込みによって行われる。本6項(a)における「銀行」は、ニューヨークに所在する銀行をいう。

(b) 法律に従った支払い

いかなる場合においても、本社債に係る支払いは全て支払地において適用ある法令、規制及び命令に従うものとする(但し、下記「7. 課税」の規定の適用を妨げるものではない。)。かかる支払いについて社債権者又は利札所持人に対して手数料その他の費用が課されることはない。

(c) 代理人の選任

発行会社が当初選任した財務代理人、支払代理人及び計算代理人並びにその指定営業所は下記のとおりである。財務代理人、支払代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、いかなる社債権者若しくは利札所持人のためにも、あるいはいかなる社債権者若しくは利札所持人の間でも、代理人若しくは信託の義務若しくは関係を引き受けるものではない。発行会社は随時、財務代理人、その他の支払代理人又は計算代理人の選任を変更又は終了する権限及び追加の若しくはその他の支払代理人を選任する権限を有する。但し、発行会社は常に()財務代理人1名、() (本社債の社債要項によって要求される場合には、) 1名若しくは複数の計算代理人、() 欧州の主要都市に指定営業所を有する支払代理人1名、並びに() 欧州理事会指令2003/48/ECを施行するための法律若しくは2000年11月26日から27日のECOFIN評議会の決定事項を施行するためのその他の指令に従って租税の源泉徴収若しくは控除を行う義務を負わない欧州連合加盟国に指定営業所を有する支払代理人1名、を維持しなければならない。財務代理人、その他の支払代理人又は計算代理人の変更又は指定営業所の変更は、社債権者に対して速やかに通知されるものとする。

財務代理人、支払代理人兼計算代理人
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon
ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア
The Bank of New York Mellon
One Canada Square, London E14 5AL

(d) 非営業日

本社債又は利札に関する支払日が営業日でない場合、保有者は、翌営業日までその支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の金員の支払いを受けることはできない。本項において、「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク及び東京における当該呈示の場所において銀行及び外国為替市場が営業している日(土曜日及び日曜日を除く。)及び銀行に開設している当該通貨建ての口座に送金する方法で支払いがなされる場合には、ロンドン、ニューヨーク及び東京において当該通貨で外国為替取引が行われる日をいう。

7. 課税

発行会社による又は発行会社を代理してなされる本社債及び利札に関する元本及び利息の支払いは全て、源泉徴収又は控除が法律によって要求されるものでない限り、日本国により若しくは日本国内で又は日本国の課税権限を有する当局により賦課、徴収、徴求又は源泉徴収されるあらゆる性質の公租公課、課徴金又は政府関係費用を伴うことなく、またこれらに関して源泉徴収又は控除を行うことなく行われるものとする。かかる源泉徴収又は控除が法律によって要求される場合には、発行会社は、社債権者及び利札所持人が、かかる源泉徴収又は控除を行う必要がなければ同人が受領していた金額を受領することができるよう、追加額を支払うものとする。但し、以下に該当する場合には、本社債又は利札についてかかる追加額は支払われない。

- (a) 本社債又は利札を保有するという事実の他に、日本国との間に何らかの関係を有することを根拠としてかかる本社債又は利札について公租公課、課徴金又は政府関係費用の支払い義務を負う日本国の非居住者又は外国法人である保有者に対して又はこれらの保有者のために第三者に対して支払いが行われる場合
- (b) 発行会社を支配している若しくは発行会社により支配されている、又はその他発行会社との間に租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第6条第4項及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。）で定める特殊な関係のある（以下かかる関係のある者を「特殊関係者」という。）日本国の非居住者若しくは外国法人である保有者に対して又はこれらの保有者のために第三者に対して支払いが行われる場合
- (c) その利子の額が、発行会社又は発行会社の特殊関係者の利益の額、収入金額、資産の価額又は剰余金の配当若しくは利益の配当その他これらに類するものの額を含む指標（租税特別措置法及び同法施行令に規定される。）を基礎として算定又は決定される本社債の保有者に対して又はこれらの保有者のために第三者に対して支払いが行われる場合（但し、利子の受領者が、利子受領者情報（以下に定義する。）の提供又は非課税適用申告書（以下に定義する。）の提出に係る要件を充足している国内金融機関等（以下に定義する。）である場合を除く。）
- (d) かかる源泉徴収又は控除の免除を受けることができるにもかかわらず、(i) これに関して(x) 参加者（以下に定義する。）への利子受領者情報の提供に係る要件を遵守していない、若しくは(y) 支払いのために当該本社債又は利札を呈示すべき支払代理人へ非課税適用申告書を提出していない保有者、又は() 参加者若しくは国際決済機関を通じたその利子受領者情報の支払代理人への伝達が適切に行われなかった保有者に対して又はこれらの保有者のために第三者に対して支払いが行われる場合
- (e) 日本国の課税上、日本国の居住者又は内国法人として扱われる保有者（但し、利子受領者情報の提供又は非課税適用申告書の提出に係る要件を充足している国内金融機関等、及び国内における支払の取扱者又は発行会社を通じて利子の支払いを受けることから本項に規定する源泉徴収又は控除の適用を受けない日本国の居住者又は内国法人を除く。）に対して又はこれらの保有者のために第三者に対して支払いが行われる場合
- (f) 関連日から30日を経過した後支払のため呈示された場合、但し、当該保有者がかかる30日目の日に支払いのために呈示したとすれば支払いを受けることのできた追加額についてはこの限りではない。
- (g) かかる源泉徴収又は控除が個人に対する支払いに課されるものであり、かつ欧州理事会指令2003/48/ECを実施する法律又は2000年11月26日から27日のECOFIN評議会の決定事項を施行するその他の指令に基づき必要である場合
- (h) 当該本社債又は利札を欧州連合の加盟国における別の支払代理人に呈示することにより当該源泉徴収又は控除を回避することができた保有者により又はかかる保有者のために、本社債又は利札が支払いのため呈示された場合

本社債又は利札が、国際決済機関の特定の参加者又は特定の金融仲介機関（以下、それぞれ「参加者」という。）を通じて保有されている場合、租税に関して発行会社による源泉徴収又は控除を受けることなく支払いを受けるためには、当該保有者が() 日本国の非居住者若しくは外国法人（発行会社の特殊関係者を除く。）であるか、又は() 租税特別措置法及び同法施行令に定める特定の種類の日本金融機関（以下「国内金融機関等」という。）である場合、租税特別措置法の定めに従い、当該保有者は、参加者に対して当該本社債又は利札の保管を委託する時点で、当該保有者が源泉徴収又は控除を免除されることを証明するために租税特別措置法に定める所定の情報（以下「利子受領者情報」という。）を提供するものとし、また、当該免除を受けられなくなった場合（日本国の非居住者又は外国法人が発行会社の特殊関係者となった場合を含む。）には、参加者にその旨通知するものとする。

本社債又は利札が、参加者により保有されない場合には、租税に関して発行会社による源泉徴収又は控除を受けることなく支払いを受けるためには、当該保有者が()日本国の非居住者若しくは外国法人(発行会社の特殊関係者を除く。)であるか、又は()国内金融機関等である場合、租税特別措置法の定めに従い、当該保有者は、利息の支払いを受ける都度、それと同時に又はそれ以前に、当該支払代理人又は発行会社に対して、支払代理人から取得した様式による源泉徴収の免除にかかる申請書(以下「非課税適用申告書」という。)に、当該保有者の氏名及び住所、本社債の名称、関連する利払日、利息の金額並びに当該保有者が非課税適用申告書を提出する資格を有する旨等を記載した上、身分証明及び居住地に関する証明文書を添付して提出するものとする。

本社債の社債要項において使用される、本社債又は利札に関する「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日又は(支払われるべき金員のうちいかなる金額についても不当に留保又は拒絶された場合には)残存する金額が全額支払われた日若しくは(これより早い場合には)本社債の社債要項に従って本社債又は利札を再度呈示すれば支払いが行われる旨の通知が社債権者に対して適式に交付されてから7日が経過した日(但し、かかる呈示をした時点で実際に支払いが行われることを条件とする。)をいう。本社債の社債要項において、()「元本」は、本社債について支払われる一切のプレミアム、満期償還金額、期限前償還金額及び上記「5.償還及び買入れ」の規定(変更若しくは補完を含む。)に従って支払われる元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、()「利息」は、一切の利息額及び上記「4.利息支払の方法」の規定(変更若しくは補完を含む。)に従って支払われるその他一切の金額を含むものとみなされ、()「元本」及び/又は「利息」は、本項により支払われる追加額を含むものとみなされる。

なお、本社債に投資した場合の日本国の居住者又は内国法人として扱われる保有者に対する日本国における課税上の取扱いの概要(かかる概要の記述は、本「本社債のその他の主要な要項」の一部を構成するものではない。)は、現在以下のとおりである。この概要は一般的な情報を提供することのみを目的としているので、各投資家は、そのそれぞれの状況に応じた本社債投資に係る税務問題については専門の会計・税務顧問に相談すべきである。

本社債の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定める支払の取扱を通じて交付される場合には、現行法令上20%(15%の国税と5%の地方税。但し、2013年1月1日から2037年12月31日までに支払われる利息に関しては、復興特別所得税の対象となるため、20.315%(15.315%の国税と5%の地方税))の源泉徴収税が課される(源泉徴収税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。)。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税及び地方税の課税対象となる。但し、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限のもとで、法人税及び地方税から控除することができる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合は、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税及び地方税の課税対象となる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税及び地方税の課税対象となる。

8. 時効

本社債及び利札の支払いに関する発行会社に対する請求権は、それぞれの関連日から元本については10年以上、また、利息については5年以内に請求がなされない限り、時効により消滅するものとする。

9. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(以下「債務不履行事由」という。)が発生して継続している場合、本社債の保有者は、財務代理人の指定営業所に宛てて、当該本社債について発行会社は期限の利益を失い直ちに支払われるべきである旨を記した書面による通知を行うことができる。この場合、財務代理人がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、当該本社債の期限前償還金額及び支払日までの経過利息(該当する場合)について直ちに支払期限が到来するものとする。

(a) 不払い

本社債のいずれかについて、その利息又は元本の支払期日から利息の場合は14日を超えて、元本の場合は7日を超えて支払いが行われなかった場合

(b) その他の義務違反

発行会社が本社債に関するその他の一つ又は複数の義務の履行を怠り又は遵守しない場合で、かかる不履行が治癒不能であるか又は社債権者が財務代理人の指定営業所に宛てて当該不履行の通知を行ってから30日以内に治癒されない場合

(c) クロスデフォルト

以下のいずれかに該当する場合

(i) 発行会社又はそのいずれかの主要子会社の社債、ディバンチャー、ノート若しくはその他の金銭債務(以下本項において「債務等」という)で、残存する元本総額が5,000,000米ドル若しくはその相当額以上であるものについて、債務不履行が治癒されないことにより、期限の利益を喪失する場合若しくはかかる債務等について保全のための措置がとられる場合又はかかる債務等について、それらの支払期日又は適用のある猶予期間の終了時において支払いがなされない場合

() 第三者の債務等に関して発行会社又はその主要子会社が与えた保証若しくは補償で、その残存する元本総額が5,000,000米ドル若しくはその相当額(本項が適用される日において主要銀行が提示する米ドルに対する当該通貨の直物相場の仲値に基づく。)以上であるものについて、支払期日が到来しているにもかかわらず支払いがなされない場合

(d) 強制執行手続

発行会社又はその主要子会社の財産、資産又は収益の全部又は一部が差押え、仮差押え、強制執行その他の法的措置の対象となり、それが90日以内に取下げ又は停止されない場合

(e) 清算又は解散

発行会社又はその主要子会社を清算若しくは解散する旨の管轄権を有する裁判所による最終的な決定若しくは命令が下された場合、又はその旨の発行会社又は主要子会社による有効な決議が成立した場合。但し、合併若しくは組織再編を目的としたものであって、(発行会社については)存続会社若しくは新たに設立された会社が本社債、利札に基づく発行会社の債務全てを承継する場合、又は(主要子会社については)当該会社が主要子会社の事業及び資産を引き受ける場合は除く。

(f) 資産の処分

発行会社又はその主要子会社の破産、若しくは清算に際して、発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部について、抵当権者が所有権を取得した場合又は発行会社又はその主要子会社の受託者又は受取人が指名された場合で、かかる所有若しくは指名が90日以内に取下げ若しくは停止されない場合

(g) 支払不能

発行会社又はその主要子会社が、(破産法(平成16年法律第75号、その後の改正を含む、以下「破産法」という。)上又はその他の適用のある倒産法上の意味において)支払を停止し、若しくは(上記(e)に定める合併若しくは組織再編を目的としたもの以外のものであって)事業の継続を停止し、又は支払期限の到来した債務について支払不能となった場合

(h) 破産等の決定

破産、会社更生、民事再生又は清算にかかる日本法に基づき、発行会社又はその主要子会社の破産若しくは清算を決定する又は組織再編を求める申立てを認める判決又は命令が、管轄権を有する裁判所によりなされ、かつかかる判決又は命令が90日以内に停止されない場合

(i) 破産等の手続開始

破産、会社更生、民事再生又は清算にかかる日本法に基づき手続きを発行会社若しくはその主要子会社が開始若しくはこれに合意した場合又は発行会社若しくはその主要子会社が、債権者の利益のために譲渡を行った場合

10. 社債権者集会及び変更

(a) 社債権者集会

本社債に係る財務代理人契約(以下「本件財務代理人契約」という。)は、本社債の社債要項の変更に関する特別決議による承認(本件財務代理人契約に定義される。)を含め、本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための社債権者集会を招集する際の規定を定めている。かかる社債権者集会は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の10%以上を保有する本社債権者によっても招集することができる。特別決議を審議するために招集される集会の定足数は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の50%超を保有する者又は保有者を代理する者2名以上とする。また、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を保有する者又は保有者を代理する者2名以上を定足数とする。但し、かかる集会の議事に、()本社債の満期日若しくは償還日又は本社債に関する利払い日若しくは利息額の変更、()本社債の額面金額又は償還について支払われる追加額の減額又は取消、()本社債に関する利率の引き下げ、本社債に関する利率若しくは利息の額を算定する方法若しくは基準又は利息額を算定する基準の変更、()満期償還金額若しくは期限前償還金額の算定方法又は算定基準の変更、()本社債の支払通貨又は額面金額に関する通貨の変更、又は()本社債権者の集会において必要とされる定足数又は特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定の変更(この場合に必要とされる定足数は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の75%以上(延期集会においては25%以上)を保有する者又は保有者を代理する者2名以上とする。)、に関する議案が含まれる場合はこの限りではない。適式に可決されたあらゆる特別決議は、本社債権者及び全ての利札所持人に対して拘束力を有する(当該決議が可決された集会に同人が出席していたか否かにかかわらず)。

(b) 本件財務代理人契約の変更

発行会社は、本件財務代理人契約の変更、不履行若しくは申告された不履行又は不遵守についての宥恕若しくは容認について、かかる行為が本社債権者にとって不利にならないと合理的に判断する場合に限り、これらを認めるものとする。

11. 本社債及び利札の交換

本社債又は利札が紛失、盗難、損傷、汚損又は毀損した場合、適用法令及び証券取引所又はその他の関連当局の規則に従うことを条件として、発行会社が随時その目的で指定し、本社債権者に通知するところに従い、財務代理人又はその他の支払代理人の指定営業所において、請求者がそれに関して発生した手数料及び費用を支払うことにより、また、証拠、担保及び補償その他発行会社が要求する事項に関する条件(紛失、盗難又は毀損したとされている本社債又は利札がその後支払いのために呈示された場合には、発行会社の要請により発行会社がかかる本社債又は利札について支払うべき金額が支払われる旨規定することができる。)において、本社債又は利札を交換することができる。損傷又は汚損された本社債又は利札については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

12. 追加発行

発行会社は随時、本社債権者又は利札所持人の同意なくして、本社債と同様の要項(なお、当該要項における「発行日」は、本社債の初回発行日を指す。)が適用される追加の社債を設定及び発行することができ、かかる追加発行された社債は、本社債と統合され、本社債とともに単一のシリーズを構成し、本社債の社債要項中の「本社債」という語はそれに従って解釈されるものとする。

13. 通知

本社債の保有者に対する通知は、ロンドンにおいて一般に頒布されている日刊紙(フィナンシャル・タイムズとなる予定)に掲載することにより、有効になされたものとされる。本社債がルクセンブルグ証券取引所に上場され、かつ当該取引所の定める規則が要請する場合には、ルクセンブルグ証券取引所のウェブサイト(www.bourse.lu)又はルクセンブルグにおいて一般に頒布されている日刊紙(ルクセンブルガー・ヴォルトとなる予定)に掲載することにより、有効になされたものとされる。かかる掲載を行うことが実務上困難な場合、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている別の主要な英字日刊紙に掲載することにより、有効に通知がなされたものとされる。かかる通知は全て、当該掲載日又は複数回若しくは異なる日付において掲載された場合には、上記に従って最初に掲載が行われた日付においてなされたものとみなされる。

利札所持人は、あらゆる目的において、本項に従ってなされた本社債の保有者に対する通知の内容を知らされているものとみなされる。

14. 準拠法及び管轄裁判所

(a) 準拠法

本社債、利札及びこれらに起因又は関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 管轄裁判所

本社債又は利札に起因又は関連して生じるあらゆる紛争の解決は、英国の裁判所の管轄に服するものとし、従って、本社債又は利札に起因又は関連して生じるあらゆる法的措置又は手続き(以下「手続き」という。)は、同裁判所に対して提起できる。発行会社は英国の裁判所の裁判管轄権に服することに取消不能の形で同意し、裁判籍を根拠として又は手続きが不便な法廷地で提起されたことを根拠としてかかる裁判所における手続きに対する異議申立てを行う権利を放棄する。かかる放棄は本社債及び利札の各所持人の利益のためになされるものであり、かかる者のいずれかが管轄権を有するその他の裁判所において手続きを行う権利に影響を及ぼすものではなく、また、一つ又は複数の法域において手続きを行ったことにより、(同時に行うか否かを問わず)別の法域で手続きを行うことが妨げられるものではない。

(c) 訴状の送達

発行会社は、英国ロンドンに所在する大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッドを、発行会社のために、また発行会社に代わって英国における手続きに関する訴状の送達を受けるその英国における代理人として、取消不能の形で選任する。かかる送達は、それが発行会社に転送され、発行会社により受領されたかにかかわらず、かかる送達受領代理人に交付された時点で完了したものとみなされる。かかる送達受領代理人が何らかの理由により送達受領代理人として行為することができなくなった場合又はロンドンに住所を有さなくなった場合、発行会社は、代わりの送達受領代理人を選任することに取消不能の形で同意し、また発行会社は上記「13. 通知」に従って直ちにかかる選任について本社債権者に通知する。いかなる規定も、法律により許容される方法により訴状を送達する権利に影響を及ぼすものではない。

その他

1. 本社債の当初発行

ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌビイ(以下「ユーロクリア」という。)及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)に関する共通預託機関(以下「共通預託機関」という。)に対して仮包括社債券又は永久包括社債券(以下「包括社債券」と総称する。)の当初預託が行われた時点で、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグは、引受人が引受け及び支払いを行った額面金額に相当する本社債の額面金額をかかると引受人に対するクレジットとする。

2. 口座所有者とクリアリング・システムとの関係

ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、包括社債券により表章される本社債の保有者として記録されている各人は、発行会社がかかると包括社債券の所持人に対して、包括社債券が表章する本社債により生じるその他全ての権利に関して行う支払い(かかる支払いはユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのそれぞれの規則及び手続きに従って行われるものとする。)に対する自身の持分について、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのみにその権利を主張できる。当該者は、かかる本社債が包括社債券により表章される限りにおいて、かかる本社債についてなされるべき支払いに関して発行会社に直接請求する権利を有さず、前述のとおり支払われた各金額について、発行会社の支払義務は、かかる包括社債券の所持人に対する支払いにより履行されたものとされる。


3. 通知

本社債が包括社債券により表章され、かつ、かかる包括社債券が決済機関のために保管されている限りにおいて、本社債の保有者に対する通知は、本社債の社債要項に定める新聞公告に代えて、当該決済機関に対して交付し、当該決済機関から本社債に係るその口座名義人に伝達する方法により行うことができる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

- ・株式会社大和証券グループ本社のロゴ 、本社債の名称、売出人の名称が、本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書の表紙に記載される。
- ・以下の文言が、本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「(注)発行会社は、平成24年11月15日付で「株式会社大和証券グループ本社2016年12月5日満期豪ドル建社債」の売出しについて発行登録追補書類を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る発行登録追補目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。」

「本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含む。以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は米国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a U.S. person, except in certain transactions permitted by U.S. tax regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986, as amended, and regulations thereunder.」
- ・以下の文言が、本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書の中表紙裏に記載される。

「本社債への投資にあたっての留意事項

<リスク要因>

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債への投資を検討する場合には、本書に含まれるその他の情報と同様に、以下の投資上考慮すべき事項にも留意する必要がある。投資判断に際しては、本社債の発行会社及び売出しの条件等について自分自身で慎重に検討し、そのみに依拠しなければならない。以下の記載は、本社債に関する全てのリスク要因を網羅した完全な記載を意図したものではない。従って、発行会社が本書提出日現在において関知しない別のリスク要因が発行会社の業務、財務状態、業績等に悪影響を与える可能性がある。本社債の市場価格は、一つ又は複数のそれらのリスク要因又はその他の要因によって下落する可能性があり、その結果本社債への投資額の全部又は一部が失われる可能性がある。

< 本社債に関するリスク要因 >

本社債の市場価格が変動するリスク

本社債の市場価格は、米ドル金利及びその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

また、発行会社の信用状況や本社債の発行プログラムであるユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム又は本社債に付与された格付に変化が生じた場合、本社債の市場価格が変動することによって売却損が生じるおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本社債の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。期中に受け取る利息及び売却時又は償還時の元本は米ドルで支払われるため、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本社債の償還金及び利息の支払いの確実性は、発行会社の信用力に依拠する。そのため、本社債の発行会社の信用状況の悪化等により、償還金や利息の支払が滞ったり、支払不能が生じ、投資額の全部又は一部が失われるおそれがある。

本社債の流動性に関するリスク

本社債は、市場環境の変化により本社債の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本社債を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、又は購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本社債を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第75期（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）平成24年 6 月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第76期第 1 四半期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日）平成24年 8 月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第76期第 2 四半期（自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成24年11月15日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成24年 6 月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（第76期事業年度第1四半期及び第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、一括して記載したものであります。なお、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成24年11月15日）までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等における将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日（平成24年11月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項に関し、以下のようなリスクがあげられます。これらのリスクは必ずしもすべてのリスクを網羅したものでなく、現時点では想定していないリスクや重要性が乏しいと考えられるリスクも、今後当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書等提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 世界の景気、経済情勢、金融市場の変動に関するリスク

世界経済は、平成19年以降の米国サブプライムローン問題、さらに平成20年の米国リーマン・ブラザーズの経営破綻等、米国に端を発した金融危機や信用危機から一旦は回復傾向をみせたものの、ギリシャを含む欧州周縁国の信用不安や財政問題の再発懸念等、その先行きは依然として不透明な状況です。欧州各国が、取り決めた対応策を迅速かつ十分に実施できない場合や新たな信用不安や財政問題が発生した場合には、一部金融機関の破綻や金融システムの安定性に対する信頼感の喪失、資本市場の機能不全といった市場の混乱や実体経済への悪影響が拡大し、世界的な金融危機や経済危機に発展する可能性も否定できません。

また、欧州以外においても、高い成長率を維持してきた中国などの新興国においては、経済成長の鈍化により、金融緩和策を強化する傾向にあります。依然としてインフレ率の上昇リスクを抱えており、さらに、米国においては、量的緩和第3弾（QE3）の発動などの金融緩和策を採っているものの、急激な財政緊縮の可能性もあることから、景気減速の懸念が払拭されておらず、引き続き世界的な景気の下振れリスクが存在しています。

このような状況の下、世界の景気や経済情勢が停滞若しくは悪化した場合、又は日本を取り巻く経済環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、日本においても企業業績の悪化や円高の進行、株価の下落等により様々なリスクが顕在化することが想定されます。

このような事態は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外的要因によるリスク

当社グループのコア事業である有価証券関連業務は、マーケットに急激な変動を生じさせる予測不可能な出来事の発生により大きな影響を受ける傾向があります。例えば、平成13年9月に発生した米国同時多発テロ、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故に起因する計画停電や節電対策等がもたらした社会・経済・金融等の混乱や危機的状況は、いずれも当社グループの業績に重大な影響を及ぼしました。

その他、戦争、新型インフルエンザの大流行や情報・通信システムの障害等の外的要因も、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスク

株式の売買委託手数料率の自由化をはじめとする一連の急速かつ大幅な規制緩和を契機として、当社グループのコア事業である有価証券関連業務における競争は、厳しいものとなっています。参入規制がほぼ撤廃されて、銀行その他の証券会社以外の金融機関等による新規参入が促されるとともに、金融商品規制も大幅に緩和されたことで、有価証券に関連する業務や商品の自由度・多様性が増しました。近年増加しつつある銀行系証券会社や外資系証券会社による経営統合・再編に加え、上記の規制緩和の影響を受けてオンライン専門証券会社も勢力を拡大したほか、デリバティブ商品の拡大や投資信託の銀行窓販の拡大、証券会社・銀行における保険商品の販売、金融機関や事業会社による証券仲介業への参入等が進みました。さらに、平成21年6月1日に施行された金融商品取引法の改正においてファイアーウォール規制の見直しが行われ、同一金融グループ内の銀行と証券会社との間の役職員兼職規制が撤廃されるとともに、顧客の非公開情報の授受制限が緩和されました。

また、国内の金融機関同士の統合や業務提携だけでなく、国内外の金融機関による国境を越えた経営統合・再編・買収・提携等は、平成20年以降の世界的な金融危機の影響を受けてさらに加速しており、今後の日本の証券業界の競争環境に影響を及ぼす可能性があります。こうした状況のもとで、巨大かつ総合化した金融グループは、顧客基盤及び店舗ネットワークの強化や、幅広い金融商品・サービスの提供が可能であるため、当社グループが、これらの金融グループに対して、金融商品又はサービスの多様性・クオリティ・迅速性や、競合する事業における価格面等の点で十分な競争力を発揮できない場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) グループ戦略が奏功しないリスク

当社グループは、有価証券関連業務を中核に投資・金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、これらグループ会社が連携することで付加価値の高い投資・金融サービスを提供し、グループ全体の企業価値を最大化することを目指しております。しかしながら、国内外の経済・金融情勢が一層悪化した場合、競争環境の変化により、当社グループの期待する収益を得られない場合、当社グループ内外との事業提携・合併関係、業務委託関係が変動あるいは解消した場合、当社グループ内の組織運営効率化のための施策が想定どおりに進まない場合、及び 法制度の大幅な変更があった場合をはじめとする様々な要因により、上記のグループ戦略に変更が生じる場合や、グループ会社間の業務、その他の連携が十分に機能しない場合には、グループ戦略が功を奏しない可能性や想定していた成果をもたらさない可能性があり、その場合、当社グループの事業、財政状態及び経営戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、グループ戦略の一貫として、当社グループの証券業務の中核をなす連結子会社である大和証券株式会社(以下、「大和証券」という。)及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社(以下、「大和証券キャピタル・マーケッツ」という。)の経営統合を行い、平成24年4月1日付で大和証券を吸収合併存続会社、大和証券キャピタル・マーケッツを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

(5) 業績の変動性に伴うリスク

当社グループのコア事業である有価証券関連業務をはじめ、その他の主要業務であるアセット・マネジメント業務、投資業務は、お客様との取引から得られる手数料、トレーディング損益、営業投資有価証券関連損益等が大幅に変動するという特性を持っております。当社グループでは業績の安定性を向上させるべく、リテール部門における預り資産の拡大やホールセール部門の収益構造の多様化、アセット・マネジメント部門における契約資産残高の拡大、市場リスクや信用リスクをはじめとする各種リスクの管理強化、経費管理の徹底等の努力を行っておりますが、これらの施策は有価証券関連業務に伴う業績の変動性をカバーすることを保証するものではなく、とりわけ経済・金融情勢が著しく悪化した場合には、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、上記に記載した大和証券及び大和証券キャピタル・マーケッツの経営統合により、当社グループの業績に一時的に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの過去3連結会計年度における連結業績の推移は次のとおりです。

(単位：百万円)

回次	第73期	第74期	第75期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	537,915	403,042	422,374
純営業収益	458,105	318,564	336,016
経常利益又は経常損失()	102,917	32,602	12,200
当期純利益又は当期純損失()	43,429	37,331	39,434

(6) リテール部門におけるビジネス・リスク

リテール部門では、市況の低迷でお客様の証券投資需要が低調となったり、日本の証券市場のリスクを避ける投資行動が強まったり、リスク資産を保有することそのものに対して消極的な傾向が強まったりすると、収益が大きく低下する可能性があります。また、店舗、営業員、オンライン取引システム等を必要とするため、不動産関係費、人件費、システム投資等に係る減価償却費等の固定的経費を要する傾向があります。したがって、上記のような要因により収益が大きく低下したときは、経費抑制努力では対応しきれず、採算割れとなるリスクがあります。

(7) ホールセール部門におけるビジネス・リスク

ホールセール部門は、グローバル・マーケッツとグローバル・インベストメント・バンキングの各ビジネスにより構成されております。

グローバル・マーケッツにおける現物取引やデリバティブ取引等のトレーディング業務には、市場動向や税制、会計制度の変更等の影響でお客様の取引需要が減少して収益が低下するリスクや、急激かつ大幅な市況変動でディーラーの保有ポジションの時価が不利な方向に変動して損失が発生するリスク、低流動性のポジションを保有していたため市況変動に対応して売却することができず損失が発生するリスク等があります。

これらのうち、主要なものは市場リスク(株式・金利・為替・コモディティ等の相場が変動することにより損失を被るリスク)と信用リスク(与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、あるいは債務が履行されないことにより損失を被るリスク)です。当社グループでは、各商品のトレーディングにかかるリスクを軽減するために、各商品の過去の市場価格の推移や各商品の価格変動の相関を参考に、必要に応じて様々なヘッジ取引を行っておりますが、予想を超える市場の変動や突発的に発生する個別の事象等により、ヘッジが有効に機能しない可能性もあります。さらに、トレーディング・ポジションの内容が特定の銘柄や業種等に偏ると、ポートフォリオ全体の分散効果が得られにくくなるほか、ポジションの円滑な処分も困難になるため、リスクが顕在化した場合の損失額が大きく膨らむ傾向があります。

グローバル・マーケットにおけるブローカレッジ業務では、市況の低迷でお客様の証券投資需要が低調となったり、日本の証券市場のリスクを避ける投資行動が強まったり、リスク資産を保有することそのものに対して消極的な傾向が強まったりすると、収益が大きく低下する可能性があります。また、法人のお客様向けの大規模な取引システム等を必要とするため、システム投資等に係る減価償却費等の固定的経費を要する傾向があります。したがって、上記のような要因により収益が大きく低下したときは、経費抑制努力では対応しきれず、採算割れとなるリスクがあります。

また、グローバル・インベストメント・バンキングにおいては、法人のお客様の財務面でのニーズに対応して、債券、上場株式、新規公開株式、資産流動化証券等の引受け、募集・売出しを行うほか、仕組み証券やストラクチャード・ファイナンスの組成に関する業務、M&A、事業再編や新規公開に関するアドバイザー業務も行います。これらの業務には、概して証券市況に影響されて取引規模及び取引量が急激に変動する特性があります。また、引受業務には、引受けた証券が市況の下落等で円滑に投資家に販売できない場合、引受けた証券を保有すること等により、市場価値の下落による損失を被るリスクがあります。引受業務におけるポジション・リスクは、単一の銘柄でかつ巨額なポジションとなり、適時に効果的なリスク回避の手段をとることができないため、通常のトレーディングにおけるポジション・リスクよりも重大なリスクとなり得ます。また、引受業務には、有価証券の募集・売出しにかかる発行開示が適切になされなかった場合には、金融商品取引法に基づき引受会社として投資家から損害賠償請求を受けるリスクがあります。

(8) アセット・マネジメント部門におけるビジネス・リスク

アセット・マネジメント部門の収益は、運用資産の残高に基づく一定料率又は実績連動の報酬です。市場の変動によって運用資産の評価額が下落した場合や、お客様の資産運用の動向が変化(預金等の安定運用志向の高まりを含む。)したり、あるいは当社グループの運用実績が競合他社に比べて低迷する等して、解約等が増加し、運用資産が減少した場合には、当社グループの収益は減少します。

他方、アセット・マネジメント部門の経費構造は、システム関連経費や人件費が中心であって、固定費的な要素が強いいため、収益の低下が著しい場合には採算割れとなるリスクがあります。

(9) 投資部門におけるビジネス・リスク

投資部門では、将来、株式公開が見込まれると判断したベンチャー企業等の株式等を取得し、株式公開時に当該株式を売却し利益を得ることを主たる目的とするベンチャー・キャピタル業務や、自己の資金により企業の株式等を取得・保有し、経営改善等によって投資先企業の価値を高めた上で当該株式等を転売し利益を得ることを主たる目的とするプリンシパル・インベストメント業務等を行っています。

ベンチャー企業等は、一般的に、事業運営の歴史が浅く、多くの場合事業運営モデルが確立しておらず、資金調達手法や商品・サービスに対する長期的な需要の確保に不確実性が見られ、また、優秀な人材の継続的雇用も保証されていない等、経営全体の基盤が安定していない傾向が強いとされます。さらに、創業者等の特定の人物に対する依存度が著しく高い場合が多い等、多種多様なリスク要因を包含しています。したがって、投資後に投資先企業の企業価値が低下する場合や投資先企業が倒産する場合もあり、結果として損失を被る可能性があります。

また、一般的に、ベンチャー企業等が株式公開を目指してから実際の公開に至るまでには相当の期間を要することから、投資期間も長期にわたる傾向があります。さらに、投資先企業のすべてが株式公開を実現する保証はなく、投資先企業の株式公開が実現した場合においても、当該企業の株式等の取得原価を上回る価額で当該株式等を株式市場等で売却できるとは限らないため、期待された売却益が実現しない可能性や売却損若しくは評価損が発生する可能性もあります。

プリンシパル・インベストメント業務は、保有する有価証券やその他の資産のポジションの流動性が低いこと、投資先の分散によるリスク抑制が行い難いこと、保有期間が長いこと、投資開始時点で経営に何らかのリスク要因のある企業を投資対象とする場合が多いこと、売却時に国内外の規制上の障害があつて処分が妨げられたり処分までに長期間を要することがありうること等から、成功した場合のリターンが大きい代わりにリスクも高いビジネスです。保有株式等を転売せずに保有継続する場合には評価損が発生する可能性があり、転売する場合において、取得原価を上回る価額で転売できるとは限らないため、期待された売却益が実現しない可能性や売却損が発生する可能性があります。

(10)銀行業に伴うビジネス・リスク

当社グループでは、連結子会社である大和ネクスト銀行が銀行営業免許を取得し、同行を所属銀行とする銀行代理業許可を取得した大和証券と共に、平成23年5月13日よりお客様向けサービスの提供を開始しております。

大和ネクスト銀行においては、銀行代理店である大和証券やインターネット等を通じたお客様からの預金受け入れ等により調達した資金を、貸出や債券その他有価証券投資等により運用しておりますが、銀行業は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク、事務リスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、レピュテーションリスク、自己資本比率低下リスク等、様々なリスクへの対応が必要となります。このような広範に渡るリスクの管理態勢の整備・改善等の対応を進めておりますが、これらの対応が不十分であった場合、運用資産の利回り低迷や調達金利の上昇等により期待された利鞘が確保できない場合、競合する他の銀行との差別化戦略が期待通りに進まず競争力が発揮できなかった場合等においては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11)不動産投資法人に関するリスク

当社グループでは、平成24年3月期より大和証券オフィス投資法人を連結子会社として扱っております。大和証券オフィス投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人であり、株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場し、投資口及び投資法人債の発行並びに金融機関等からの借入れ等により資金調達をし、主としてオフィスビルを中心とした不動産及び不動産を信託財産とする信託受益権等に対して投資し、不動産の賃貸や売却等により回収することを主たる事業としております。

大和証券オフィス投資法人の事業は、市場環境や経済情勢の変動、調達金利の変動、テナントの入退去、賃料の改定・不払い、テナント・信託の受託者その他関係者の倒産等、固定資産税その他諸費用の変動、不動産に係る欠陥・瑕疵の存在、災害等による建物の滅失・劣化・毀損、所有権その他不動産の権利関係、有害物質の存在、環境汚染、行政法規・税法(投資法人と投資主の二重課税を排除するための税法上の要件を含む。)その他法令等の制定・変更、取引所規則等の制定・変更等の様々な事情により影響を受ける可能性があり、この結果、期待する水準又は時期による賃料や売却収入が得られなかったり、評価損が発生する等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12)投資有価証券に関するリスク

当社グループは、提携・友好関係の維持や構築等を目的として、対象企業等の株式等を保有しております。このうち、市場性のある株式等については市場価格の下落により、それ以外の株式等については当該対象企業等の財政状態及び経営成績の悪化等に起因する減損損失あるいは評価損が発生することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、上記株式等について、保有意義の希薄化等を理由に売却を実行する際、市場環境若しくは対象企業等の財政状態及び経営成績等によっては、期待する価格又は時期に売却できない可能性があります。

(13)海外事業に関するリスク

当社グループは現在、アジアを中心とする新興国市場における事業基盤の拡大に取り組んでおります。

海外の事業基盤は、国内の事業基盤と比較すると、お客様の取引ニーズの変動や市場環境、政治・金融・経済情勢の変動の影響をより強く受け易く、これらの変動の程度やリスク管理の状況によっては減収又は損失を被る可能性があります。また、海外事業については、投下した資本並びに収益が為替リスクに晒されていることや、現地における法規制等の変更により、引受業務、投資業務又は当社グループが出資する合併会社の事業に制約を受ける可能性があるほか、投下資本の価値が変動する可能性があります。

(14)自己資本規制比率に関するリスク

当社グループは、当社が金融商品取引法上の最終指定親会社に該当するため、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第130号)の適用を受け、同告示第2条に基づいて連結自己資本規制比率を8%以上に維持する必要があります。

また、連結子会社のなかにも同様に類似の規制を受けている会社があります。大和証券及び日の出証券は、金融商品取引法に定める自己資本規制比率を同法に基づいて120%以上に維持する必要があります。大和ネクスト銀行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定める自己資本比率(国内基準)を同告示に基づいて4%以上に維持する必要があります。海外の連結子会社についても同様の会社があります。

当社グループ又はこれらの連結子会社の自己資本規制比率が著しく低下した場合には、レピュテーションリスクの波及や信用水準の低下により流動性懸念が生ずる可能性があります。さらに、有効な資本増強策を講じられない場合には、内外の監督当局から業務の全部又は一部の停止等の措置を受ける可能性があります。

(15)当社グループが発行する有価証券に関するリスク

当社株式は、東京、大阪、名古屋の各金融商品取引所に上場されており、その売買については金融商品取引法をはじめとする関連法令及び各金融商品取引所が定める諸規則等に基づいて行われております。これらの規則等により、当社に係る重要情報の周知を目的として売買停止の措置がなされ、あるいは当社株式について大量の注文執行により売買が一時的に停止される等、当社株式の売買ができなくなる状況が生じる可能性があります。

当社は、ストック・オプションの目的で新株予約権を発行しておりますが、将来において新株予約権の行使がなされた場合は、1株当たり利益が希薄化する可能性があります。また、当社株式を大量に保有する株主が当社株式を売却することに伴って、株価が下落する可能性があります。

(16)流動性リスク

当社グループは、多くの資産及び負債を用いて有価証券関連業務を中心としたビジネスを行っております。このため、適切な流動性を確保し、財務の安定性を維持することが必要となります。しかし、市場環境の激変、クレジット・クランチ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合、短期金融市場や債券市場、金融機関からの資金調達が困難になり、資金繰りが厳しい状況に追い込まれたり、通常よりも著しく高い調達コストを要求される等のリスクがあります。

当社グループの資金調達が困難になった場合には、保有する資産を圧縮する等の対応が必要となります。しかし、市場環境の悪化により市場全体の流動性が低下すると、当社グループが売却しようとする資産のうち信用度の低い資産の流動性はより一層低下し、保有資産の処分ができなくなったり、取得原価を大幅に下回る価格であっても売却せざるを得なくなるリスクがあります。

こうした流動性リスクが顕在化した場合、当社グループの事業活動に制約を受ける可能性や、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17)オペレーショナルリスク

当社グループは、多様な業務を行うことに伴うオペレーショナルリスクに晒されており、かかるリスクが顕在化した場合には、当社グループが損失を被ること等により、当社グループの業績及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、オペレーショナルリスクを以下のように定義して管理しております。

事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動、システムの不備等に伴い、損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

情報セキュリティリスク

情報資産に対する脅威の発現のために、情報セキュリティ（機密性、完全性、可用性の維持）が確保されないリスク

コンプライアンスリスク

金融商品取引業務等に関し役職員が企業倫理及び法令諸規則等に従わないことにより損失を被るリスク及び顧客等との法的紛争により損失を被るリスク

リーガルリスク

不適切な契約締結、契約違反により損失を被るリスク

人的リスク

労務管理や職場の安全環境上の問題が発生することにより損失を被るリスク、必要な人的資源が確保されないリスク

有形資産リスク

自然災害や外部要因又は役職員の過失などの結果、有形資産の毀損等により損失を被るリスク

特に有価証券関連業務においては、取引の執行や決済等を処理するコンピュータシステムのダウン又は誤作動、システムの不備、システムの新規開発・統合等に起因するシステム障害、サイバー攻撃等によるデータの改竄やお客様の情報の流出等が発生した場合、業務が正常に行えなくなることによる機会損失や損害賠償責任の発生、社会的信用の低下等を通じて当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18)規制等に関するリスク

当社グループの各社は、その業務の種類に応じて業法による規制を受けております。グループの主たる証券会社である大和証券をはじめ、大和証券投資信託委託、大和住銀投信投資顧問、大和企業投資等が、金融商品取引業者として金融商品取引法等の規制を受けているほか、大和ネクスト銀行が銀行法等の規制を受けております。特に、子会社である証券会社及び銀行には、平成21年6月1日に施行された金融商品取引法及び銀行法の改正においてファイアーウォール規制の見直しが行われたことに伴い、利益相反による弊害防止の実効性を確保する観点から、お客様の利益が不当に害されることがないよう、適正な情報管理と内部管理体制の整備が求められております。

また、大和証券は貸金業等の兼業業務に関して関係法令上の規制にも服しております。さらに、当社グループは金融商品取引法の定めにより、親法人等・子法人等が関与する行為の弊害防止のため、当該関係を利用した一定の取引の制限や、親法人・子法人間での情報授受や利用の制限等を受けており、また、当社は、一部のグループ各社の主要株主として、監督当局が公益又は投資家保護のために必要かつ適当であると認めるときは報告・資料提出命令を受ける等一定の規制を受ける可能性があります。一方、海外の子会社には現地の法制上、証券会社や金融機関としての規制を受けるものもあります。

なお、平成23年4月1日に施行された金融商品取引法等の一部を改正する法律における一定の金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入により、当社は、特別金融商品取引業者である大和証券の最終指定親会社として監督当局の連結規制・監督の対象となっております。また、当社グループは「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」における「指定親会社グループ」に該当するとともに、大和ネクスト銀行の銀行営業免許取得に伴い、「金融コングロマリット監督指針」における「事実上の持株会社グループ」に該当することとなり、連結自己資本の適切性を含む一定の事項について連結ベースでの監督を受けております。

上記のように、当社グループの事業の多くは行政及び自主規制団体による監督・規制のもとにあり、将来における法規・規程、政策の変更が当社グループの事業活動や経営体制、さらには当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他、将来における規制等の変更によっては当社グループの事業が制約を受ける可能性があります。

(19)法令遵守に関するリスク

当社グループは、グループ全体の内部統制機能を強化し、より充実した内部管理体制の構築に努めるとともに、役職員に対する教育・研修等を通じ、インサイダー取引規制を含め法令遵守の徹底に注力しております。しかしながら、事業を進めていく上で、その執行過程に関与する役職員の故意又は過失により法令違反行為が発生する可能性は排除し得ず、周到な隠蔽行為を伴った意図的な違法行為等については、長期間にわたって発覚しない可能性もあるため、当社グループの業績に悪影響を与えるような規模の損害賠償を取引先等から求められる可能性があります。

さらに、役職員の不正行為のみならず、法人としての当社又はグループ会社に法令違反その他の問題が認められた場合には、監督当局から課徴金の納付命令、業務の制限又は停止等の処分・命令を受ける可能性があります。また、当社グループは情報管理の徹底や「個人情報保護に関する法律」への対応については万全の体制を敷いていると認識しておりますが、過失や不正行為等により当社グループの保有する顧客情報等各種の情報が外部に流出した場合、当社グループの信用の失墜、クレームや損害賠償請求、監督官庁からの処分等を受ける可能性があります。

当社グループの事業は、お客様からの信用に基づく部分が大きいいため、法令遵守上の問題が発生し当社グループに対する社会的信用が低下した場合には、お客様との取引が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす事態が生じる可能性もあります。

このほか「(18)規制等に関するリスク」に記載のとおり、当社はグループ各社の一部との関係において金融商品取引法等に定める主要株主に該当することから、当社自身又はその役員に一定の重大な法令違反等が認められた場合には、当社が「主要株主でなくなるための措置」その他必要な措置をとるように命令を受ける等、有価証券関連業務をコア事業とする当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(20)財務報告に係る内部統制に関するリスク

当社は、金融商品取引法の財務報告に係る内部統制に関する規定及び関連する諸規則の施行に伴い、財務報告に係る内部統制に必要な体制整備・運営に努めております。しかしながら、こうした取組みが有効に機能せず、監査法人による内部統制監査の結果、財務報告に係る内部統制に重要な不備が発見された場合等においては、当社グループの社会的信用が低下し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21)訴訟リスク

当社グループでは、経営方針等において、お客様本位の営業姿勢を掲げており、今後もより一層のサービスの拡充に努めていく所存ではありますが、お客様に対する説明不足やお客様との認識の不一致等によってお客様に損失が発生した場合には、当社グループが訴訟の対象となることがあります。その損失が当社グループの責任に起因する場合、当社グループは民法上、金融商品取引法上、又はその他の根拠に基づく損害賠償義務を負う可能性があります。このほか当社グループは、広範な事業を行い、複雑な規制に服していることから、多数の当事者を巻き込み、多額の請求金額に上るものを含め、様々な訴訟リスクに晒されており、訴訟に伴う損害賠償そのもののみならず訴訟内容に起因する社会的信用の低下から当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが事業に関して使用している商標やビジネスモデル等のなかには、現在出願中のため、権利が確定していないものもあります。当社グループの確認の不備等がなかった場合においても、結果として当社グループが第三者の知的財産権を侵害し、損害賠償請求又は差止請求を受ける可能性があります。

(22)レピュテーションリスク

当社グループの事業は、法人、個人のお客様や市場関係者からの信用に大きく依存しております。「事業等のリスク」に記載した事象が発生した場合、特に「(17)オペレーショナルリスク」、「(19)法令遵守に関するリスク」、「(20)財務報告に係る内部統制に関するリスク」及び「(21)訴訟リスク」に記載したように、当社グループや役職員の責任に起因する法令違反や訴訟等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下する可能性があります。また、憶測に基づいたり、必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する可能性もあります。その結果、お客様による取引停止等が生じ、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23) リスク管理方針及び手続の有効性に関するリスク

当社グループは、リスク管理方針及び手続の強化に努めておりますが、リスク管理の有効性は事業内容やグループ内各企業の特性により異なります。また、新しい分野への急速な業務展開に際しては、必ずしも有効に機能しない可能性があります。

リスク管理の前提としては、市場や投資先に関する情報の収集・分析・評価が重要となりますが、その情報自体が不正確、不完全、あるいは最新のものではないことにより、適切な評価が行えない場合があります。また、一部のリスク管理手法においては、過去の動向に基づく定量的判断を伴うものがあるため、予想を超えた変容や突発的の事象に対しては、必ずしも有効でない可能性があります。リスク管理が有効に機能しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24) 優秀な人材を確保できないリスク

当社グループでは、有価証券関連業務を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っております。いずれの分野でも高いパフォーマンスを発揮するには、優秀な人材の確保が前提となるため、業務特性に応じた人事制度、研修制度の充実及びその継続的な改善に努めております。しかしながら、金融業界内外において、優秀な人材確保への競争は激しく、優秀な人材の採用が困難な状態や外部、特に競合他社への大量流出等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25) 会計基準や税制等の変更に関するリスク

日本の会計基準は国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを進めているところであり、ここ数年の間に数多くの改正が行われ、今後もさらなる改正が予定されております。また、将来日本においてIFRSが強制適用されることとなる可能性もあります。これらの改正及び強制適用が行われた場合、当社の事業運営や業績等の実体に変動がない場合であっても、例えば収益の認識、資産・負債の評価、連結範囲の見直し等に係る会計処理方法が変更されることに伴い、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、税制等が変更されることとなった場合においても、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(26) その他のリスク

当社グループでは、コンピュータシステムの取得・構築に係る投資により発生する償却コスト及び維持・運営コストの増大が業績に悪影響を及ぼす可能性があるほか、店舗・オフィス等の不動産やコンピュータシステム等について、資産の陳腐化や収益性若しくは稼働率の低下が生じた場合又はこれらの処分が行われた場合には、減損処理による損失計上や除売却損失の計上が必要となる可能性もあります。

このほか、当社グループは税効果会計に係る会計基準に基づいて、税務上の便益を将来の課税所得等に関する見積もりや仮定に基づき繰延税金資産として計上しております。実際の課税所得等は見積もりや仮定と異なる可能性があり、将来において繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合には繰延税金資産は減額され、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼすこととなります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大和証券グループ本社 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。